

医療法人 登別すすらん病院 ～施設基準の届出等について～

令和4年11月1日 現在

基本診療料

療養病棟入院基本料 1	(平成25年9月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
常時、看護職員1名当たりの受け持ち患者数が20人以内で、介護職員1名当たりの受け持ち患者数が20人以内となる配置基準を満たしています。		
療養病棟入院基本料 1 看護補助体制充実加算	(令和4年11月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
夜間において、看護職員1名を含む3名以上の看護要員(看護職員・介護職員)が勤務しており、さらに夜間における看護要員1名当たりの受け持ち患者数が16人以内となる配置基準を満たしています。また、身体的拘束の最小化への取り組みを実施している他、病棟の看護職員は看護補助者との協働に関する所定の研修を受講しています。		
療養病棟療養環境加算 1	(平成25年9月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
入院患者1人につき病室6.4㎡以上、食堂1㎡以上、病棟床面積16㎡以上、廊下幅1.8㎡以上、機能訓練室の床面積は40㎡以上を確保し、身体の不自由な患者様の利用に適した浴室を有しています。		
診療録管理体制加算 2	(平成28年9月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
専任の診療記録管理者を配置した中央病歴管理室を設置し、明文化された規程に則り診療記録の保管・管理を行っている他、ICD大分類程度以上による入院患者様の疾病統計を行っています。また、患者様に対して診療情報の提供も行っています。		
感染対策向上加算 3	(令和4年4月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
専任の院内感染管理者を配置し、院内感染対策指針に基づき感染対策部門を設置しており、地域の病院とも連携をとりながら組織的に感染防止対策を行っています。		
感染対策向上加算 3 連携強化加算	(令和4年4月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
連携する地域の病院に対して感染症の発生状況や抗菌薬の使用状況等について報告を行い、情報を共有しています。		
患者サポート体制充実加算	(平成25年3月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
専任の社会福祉士を常時配置した患者相談窓口を設置し、患者様やご家族様からの様々な質問・相談に対応しています。		
データ提出加算 1 □・3 □ (許可病床数が200床未満の病院の場合)	(令和元年10月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
厚生労働省が毎年実施するDPC調査に適切に参加、DPCに準拠した入院患者様のデータを提出しています。また、DPC調査事務局等と常時連絡可能な担当者を2名配置している他、国際疾病分類に基づく適切なコーディングを行うための委員会を設置しています。		
認知症ケア加算 3	(令和2年4月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
認知症による行動・心理状態や意思疎通の困難さにより身体疾患の治療への影響が見込まれる患者様に対して、病棟に複数名配置された認知症ケアに係る適正な研修を受講した看護師や専門知識を有した多職種が適切に対応することで、円滑な治療を受けられるようにしています。また、認知症ケアに関する手順書を作成し、病院内において配布・活用しています。		
入院時食事療養 (I) ・ 入院時生活療養 (I)	(昭和63年5月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
管理栄養士によって管理された食事を適時・適量で提供しています。また、食事療養・生活療養に伴う衛生は、医療法および医療法施行規則の基準ならびに食品衛生法に定める基準以上のものとなっています。		

特掲診療料

薬剤管理指導料	(平成24年8月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟
常勤薬剤師を2名以上配置しているほか、医薬品情報の収集・伝達を行うための専用設備を有し、常勤の薬剤師を1名以上配置して、適切な薬学的管理および薬剤師による服薬指導を行っています。		
医療機器安全管理料 1	(令和2年5月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
医療機器安全管理責任者として常勤の臨床工学技士を配置しており、人工呼吸器をはじめとする生命維持管理装置等の適切な管理および保守点検を実施しています。また、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を行っています。		
電子的診療情報評価料	(平成28年4月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
他の保険医療機関と安全かつ電子的なネットワークを構築し、紹介を受けた患者様の主要な診療内容を閲覧することで、効率的に質の高い医療を行っています。		
CT撮影 (16列以上64列未満のマルチスライス機器)	(令和4年3月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
16列以上64列未満のマルチスライスCTを有し、撮影を行っています。		
脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	(平成28年2月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
専任の常勤医師が1名以上勤務している他、専従の常勤理学療法士および常勤作業療法士を各1名以上含む、計4名以上が勤務しています。また、療法を行うために必要な器械・器具を具備した100㎡以上の専用の機能訓練室を有し、個々の症例に応じた機能回復を行っています。		
脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) 初期加算	(平成28年2月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
リハビリテーション科の常勤医師が1名以上配置されています。		
廃用症候群リハビリテーション料 (II)	(平成28年2月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) の施設基準に合致し、届出を行っています。		
廃用症候群リハビリテーション料 (II) 初期加算	(平成28年2月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
リハビリテーション科の常勤医師が1名以上配置されています。		
運動器リハビリテーション料 (I)	(平成26年8月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
専任の常勤医師が1名以上勤務している他、専従の常勤理学療法士および常勤作業療法士が、あわせて4名以上勤務しています。また、療法を行うために必要な器械・器具を具備した100㎡以上の専用の機能訓練室を有し、個々の症例に応じた機能回復を行っています。		
運動器リハビリテーション料 (I) 初期加算	(平成26年8月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
リハビリテーション科の常勤医師が1名以上配置されています。		
呼吸器リハビリテーション料 (I)	(平成29年1月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
専任の常勤医師が1名以上勤務している他、呼吸器リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む、2名以上が勤務しています。また、療法を行うために必要な器械・器具を具備した100㎡以上の専用の機能訓練室を有する他、病院内に呼吸機能検査機器および血液ガス検査機器を具備し、個々の症例に応じた機能回復を行っています。		
呼吸器リハビリテーション料 (I) 初期加算	(平成29年1月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
リハビリテーション科の常勤医師が1名以上配置されています。		
胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む)	(平成28年4月)	第1病棟・第2病棟・第3病棟・外来
胃瘻造設術 (頭頸部悪性腫瘍患者の症例を除く) の実施症例数が、年間で50件未満となっています。		

第1病棟 (44床) ・ 第2病棟 (44床) ・ 第3病棟 (42床) は、いずれも医療保険適用病棟です。